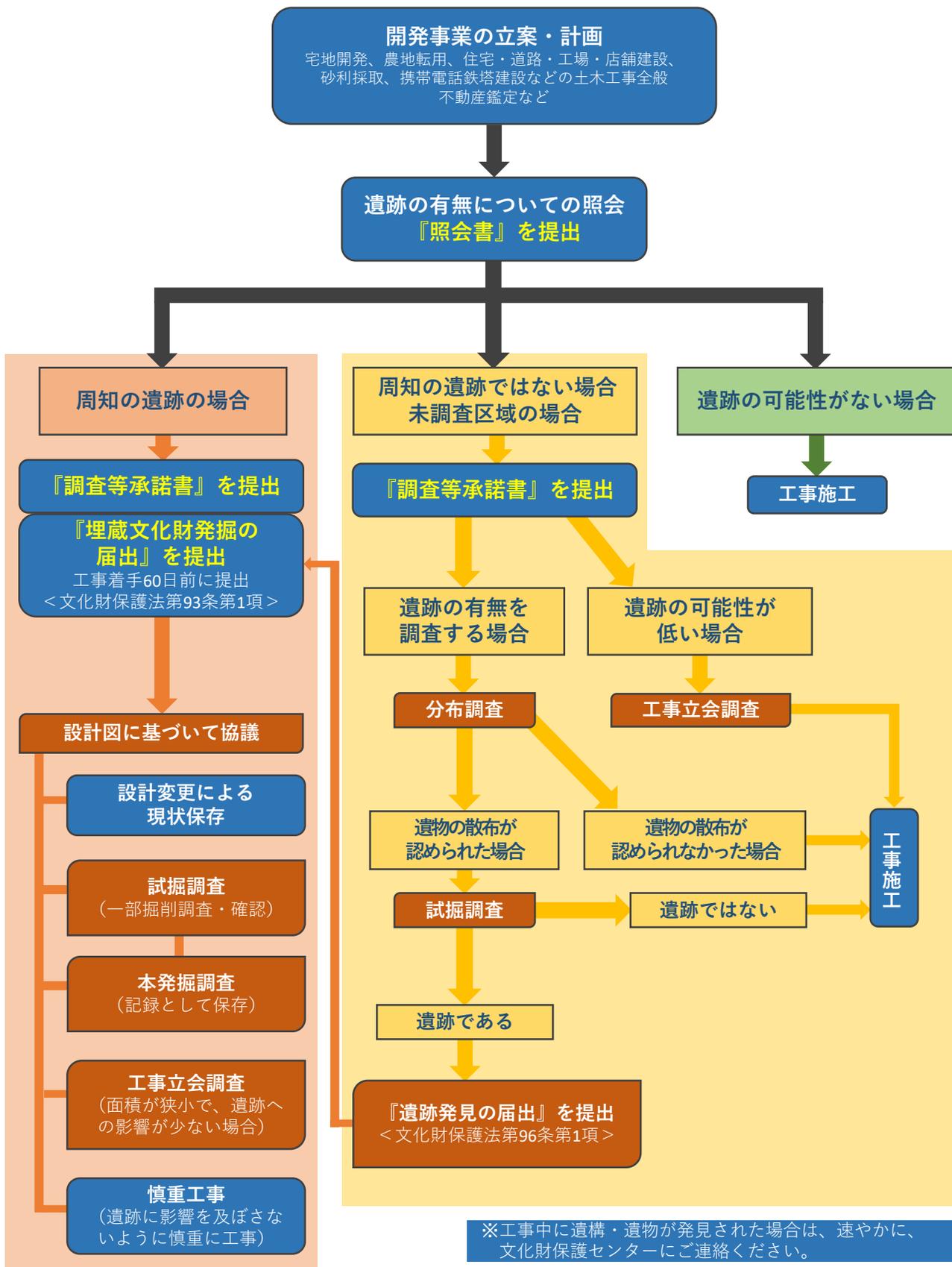


埋蔵文化財（遺跡）の取り扱い フローチャート



※工事中に遺構・遺物が発見された場合は、速やかに、文化財保護センターにご連絡ください。

- ・・・土地の所有者の方（施工主・事業者）が行う手続き、工事等
- ・・・関市（文化財保護センター）が行う手続き